

愛称: **貿易金融ダイナミック・ファンド**
トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型追加型外国投資信託(米ドル建て)

運用報告書(全体版)

作成対象期間 第1期(2017年2月21日(運用開始日)~2017年9月30日)

管理会社

ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

代行協会員

Teneo Partners株式会社

受益者のみなさまへ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド(愛称:貿易金融ダイナミック・ファンド)(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

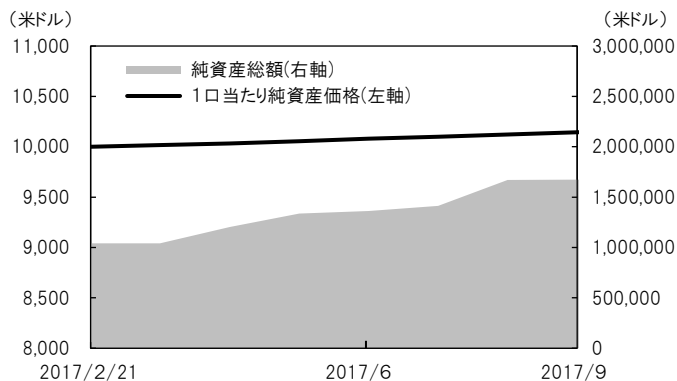
ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型追加型外国投資信託(米ドル建て)	
信託期間	信託期間満了日は、信託証書の締結日(2016年11月3日)から149年経過後の日です。ただし、受託会社または管理会社は、信託証書に定める一定の場合には、受益者に書面で通知することにより信託期間満了日前にファンドを終了することができます。また、ファンドは、受益者の特別決議によって、いつでも終了することができます。	
運用方針	ファンドの投資目的は、ケイマン諸島籍外国投資法人であるEFAフィーダーファンドに投資することにより、EFAマスターファンドに投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成することです。	
主要投資対象	ファンド	EFAフィーダーファンドの株式を主要投資対象とします。
	EFAフィーダーファンド	EFAマスターファンドの株式を主要投資対象とします。
	EFAマスターファンド	様々な原材料や生活消費財によって裏付けられるグローバルな貿易金融取引に関連して発行された金融商品に投資します。
ファンドの運用方法	EFAフィーダーファンドに投資することにより運用します。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> (a) 管理会社自体を相手方として、または管理会社もしくは受託会社の取締役を相手方として取引を行うことはできません。 (b) 管理会社またはファンドもしくは受益者以外のいずれかの者に利益を図る目的で取引を行うことはできません。 (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。 (d) 非上場または即時に換金できない投資対象に対し、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産総額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。 (e) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません)を行うことはできません。 (f) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産総額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りをすることはできません。 (g) 借入れは、買戻請求の充足または費用の支払いのために必要となった場合に、純資産総額の10%を限度として行うことができます。 (h) 単一の発行体に対する株式等エクスポージャーおよび債券等エクスポージャー、または単一のカウンターパーティーに対するデリバティブ等エクスポージャーは、それぞれ純資産総額の10%を限度とします。 (i) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの合計が純資産総額の20%を超える場合には、当該発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または当該発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとします。 (j) 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。 <p>ファンドは、現在、デリバティブ取引を行わない方針です。</p>	
分配方針	ファンドの目的は、投資元本の成長を最大化することであり、原則として、ファンドの投資対象から得られた収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。	

I. 運用の経過等

1. 当期の運用経過および今後の運用方針

当期の受益証券1口当たり純資産価格等の推移



当初発行価格	10,000米ドル
第1期末の1口当たり純資産価格	10,144米ドル
1口当たり分配金額	該当事項はありません。
騰落率	+1.44%

(注1) ファンドは2017年2月21日に運用を開始しました。

(注2) 設定来、分配金は支払われておりません。騰落率は、当初発行価格と第1期末の1口当たり純資産価格を対比して算出しております。

(注3) 1口当たり純資産価格は、各月の最終ファンド営業日に計算されます。

(注4) 本書に記載する第1期末の1口当たり純資産価格は、第1期の監査済財務書類に基づくものです。当該財務書類では、米国会計基準に基づき、1口当たり純資産価格の1米ドルに満たない端数については、小数点以下第1位で四捨五入しています。一方、毎月の評価時点における1口当たり純資産価格の計算においては、1米ドル未満の端数は切り捨てとしています。以下同じです。

(注5) ファンドの購入価格により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・2017年第1四半期—EFAマスターファンドのパフォーマンスはわずかに上昇して+0.88%となり、過去12ヶ月間では3.73%となりました。EFAマスターファンドの資金が安定的に投資されたことにより、パフォーマンスは前四半期と比較してほぼ同じでした。
- ・2017年第2四半期—EFAマスターファンドのパフォーマンスはわずかに上昇して+0.91%となり、過去12ヶ月間では3.73%となりました。この要因は、EFAマスターファンドによって回収された手数料収入が増加したことです。
- ・2017年第3四半期—EFAマスターファンドのパフォーマンスは、2017年第2四半期の+0.91%からわずかに低下して+0.83%となり、過去12ヶ月間では3.53%となりました。この要因は、新規融資先企業に対するサービス開始と既存の融資先企業の契約更新により、回収された手数料収入が低下したことです。

分配金について

ファンドは、分配方針に従い、原則的に分配を行いません。従って、設定来、分配金は支払われておりません。

投資環境について

・2017年第1四半期

世界的なマクロ経済の動向:潜在的な貿易障壁がグローバルな貿易取引に重大な影響を及ぼす可能性があります。かかる影響は完成品に対するものであると確信しております。需要は常に重要な牽引役であり、世界全体の需要は堅調です。エマージング市場は引き続き成長しており、特に中国で顕著です。さらに、アジアの中産階級の成長が主な牽引役となっていることから、インドの成長も顕著です。景気は、世界全体で同時進行している自己発展型の緩やかで循環的な上昇局面に入っています。ダウ、ナスダック、S&Pの各指数は、ドナルド・トランプ大統領の当選以降、明らかな上昇を示しています。シリア紛争およびロシアとの衝突の可能性から来る不確実性があるにもかかわらず、短期的ニュースの先にある、世界的なリフレーションという根源的なテーマが見据えられているため、リスク資産は目覚ましいパフォーマンスを示しました。一時的な事象を超える主要なマクロ経済の傾向は、全世界で何年も続いている金融緩和の解消です。

金利:低金利環境は継続していますが、まず米国がゆっくりとした正常化(リフレーションまたは利上げ)に向い、EU、日本がそれに追随しようとしています。米国連邦準備制度理事会(FRB)は2016年12月に政策金利を0.25%引き上げ、さらに、2017年3月に0.25%引き上げたことで、米ドルLibor3ヶ月物は2017年第1四半期末には1.15%に達しました。FRBは、地政学上の不確実性を考慮して追加利上げには慎重な姿勢を取ることが予想されました。しかし、大方の市場予測では2017年末までに、6月およびその他の月にもう一回、0.25%の追加利上げが行われるであろうというのが一致した見方でした。EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンドにおいては、Liborを基準としたプライシングおよび/または貸出金利指標化条項への転換を始めました。

・2017年第2四半期

金利:FRBは、6月中旬に0.25%の利上げを実施しました。米ドルLibor3ヶ月物は、2017年6月1日時点で1.21%でした(これに対して前年同月は0.65%でした)。FRBは、保有債券を売却せずに、満期を迎えた債券の再投資を徐々に減らしていくことにより、今後数年かけて緩やかにその保有残高を減らしていく計画を打ち出しました。競争により「全経費込み」の融資金利の引上げが難しいことから、EFAマスターファンドは、大部分の信用供与枠の更新時に、金利(Libor)の推移に基づき、四半期毎に貸出金利の変更が可能となる「金利指標」を導入しました。

金融市場:貿易品価格の値下がりに伴い、資金需要は低下しました。銀行およびその他貸付機関は、融資の金額を増やしてその予算と承認された貸出枠を消化する必要があるため、割安な条件を提示する傾向となり、その結果、競争の激化と利回りへの圧力が生ずることになりました。

・2017年第3四半期

金利:長期金利に対しては下押し圧力が続きました。これは、特に世界経済が改善している中、金利の上昇を予想していた多くの専門家を驚かせました。

FRBは、2016年以降、短期金利を引上げていますが、過去に前例のない水準にまで金利を引き下げたために投入された資金コストは特筆すべきものです。FRBは、過去最低水準までの利下げの後に、急激な利上げは行わず、時間をかけて徐々に利上げしていく方針です。

金融市場および資金使用状況:競合貸付機関による貸出枠の拡大、およびEFAマスターファンドの規模の拡大により、強い交渉力を持つ貿易会社グループとより大きな融資枠に関する交渉を行うこととなりますが、Liborの金利に追随するため、「全経費込み」の貸出金利を引き上げることがEFAマスターファンドの課題となります。

貸出期間の長期化および/または最低融資利用保証による獲得によってEFAマスターファンドの利回りを追求します。そこで、平均貸出金利は年率7.44%(グロス)となり、これは、激しい競争環境下において肯定的に考慮されるものです。

新規の貸出枠の交渉、あるいは、既存の与信枠の更新に際しては、上昇したLiborレートを提案するか、基準金利が再び上昇を始めた時に調整を可能とする金利指標条項の追加を提案しています。

ポートフォリオについて

(ファンド)

当ファンドは、EFAフィーダーファンドの株式にほぼ全額を投資し、EFAマスターファンドと同一の投資目的を追求しました。

(EFAマスターファンド)

・2017年第1四半期

EFAマスターファンドの平均「資金の利用率」(EFAマスターファンドの純資産に対する投資充当額の割合をいいます。以下同じです。)は83%でした。絶対値での資金の利用率は、オルタナティブ金融ソリューションに対する需要の増加によって、新規の融資先企業の数に反映されているとおり、わずかながら上昇しました。

投資家による伝統的資産との相関性の低い利回りに対する需要により、純資産額は、当四半期中に41百万米ドル、約13%増加しました。それにもかかわらず、弊社では、EFAマスターファンドの「資金の利用率」を維持しました。

ポートフォリオには、新規の融資先企業を計6社追加し、同時に既存の融資先企業5社に対してその融資枠を更新しました。2017年3月末現在、ポートフォリオのローンの約60%は、融資期間が90日を下回っていました。

ポートフォリオ構築の観点から、融資期間の分散、融資先企業の営業年数、貿易品目および貿易品業種配分は、投資制限および投資ガイドラインの範囲内に収まりました。貿易品業種の上位は、農業生産品および食料品で、貿易品目の上位は銅でした。

・2017年第2四半期

EFAマスターファンドの日々の平均「資金の利用率」は76%でした。絶対値での「資金の利用率」は第1四半期と比較してわずかながら低下しましたが、その原因は、貿易対象商品価格の値下がり競争との競争の激化によるものです。

純資産額は、投資の遅れを取り戻すために新規のファンドの買付申込みの受付を一時的に停止したことにより、当期中は5百万ドルの増加に留まりました。

ポートフォリオには、新規の融資先企業を計8社追加し、さらに既存の融資先企業9社に対してその融資枠を更新しました。2017年6月末現在、ポートフォリオの融資の約60%は、融資期間が90日を下回っていました。

ポートフォリオ構築の観点からは、融資期間の分散、融資先企業の営業年数、貿易品目および貿易品業種配分は、投資制限および投資ガイドラインの範囲内に余裕を持って収まりました。第2四半期の貿易品業種別の上位は農業生産品および食料品で、貿易品目の上位は鉄金属スクラップでした。

・2017年第3四半期

第3四半期のEFAマスターファンドの日々の平均「資金の利用率」は83%でした。絶対値(米ドル額)での「資金の利用率」は前期(2017年第2四半期)と比較して増加しました。10月末までには、EFAマスターファンドの「資金の利用率」は再び100%となることを見込まれています。

2017年8月末にEFAマスターファンドの資金の利用率が100%となりました。当四半期中に純資産額は25百万米ドル増加しましたが、来期初に、この増加分相当額のファンドの買戻代金の支払いがあります。

EFAマスターファンドの高い回転率と流動性は、融資の対象となる貿易金融取引が短期的、かつ自己精算的な性質を有することによります。来期の新しい融資案件も堅調に推移しています。

ポートフォリオには、新規の融資先企業を計4社追加し、さらに既存の融資先企業2社に対してその融資枠を更新しました。2017年9月末現在、ポートフォリオの融資の約65%は、融資期間が90日を下回っていました。

ポートフォリオ構築の観点からは、融資期間の分散、融資先企業の分散および貿易品業種配分は、EFAマスターファンドの投資制限および投資ガイドラインの範囲内に余裕を持って収まりました。第3四半期の貿易品業種別の上位は引き続き農業生産品および食料品で、融資を行った貿易品目の上位は銅(25%)でした。

EFAマスターファンドの地域別分散状況は、アフリカ(出発地として17.3%、目的地として12.5%)、次いで中南米(出発地として4.7%)が続いています。さらに、北米が出发点として1.6%、目的地として3.1%となっています。

今後の運用方針

(ファンド)

ファンドは、引き続き、EFAフィーダーファンドにほぼ全額を投資し、EFAマスターファンドと同一の投資目的を追求する方針です。

(EFAマスターファンド)

EFAマスターファンドは、世界中において融資機会を捉えるためにグローバルな投資をしています。第3四半期中、EFAマスターファンドは、着目した3つの地域のうち2つの地域で新規に融資を展開しました(中南米:大豆、アフリカ:綿、コーヒー、米および砂糖)。3番目の地域であるロシアでは、融資契約書の作成が10月中旬までには完了し、2017年第4四半期の初めに、最初の2件の融資が行われる予定です。追加の取引も承認されており、融資契約書の作成段階に入っています。ロシアに対する融資の拡大は、石油製品の輸出に関連するものです。これにより、地域分散を強化し、ファンドの利回りを向上させるだけでなく、農畜生産品(現在オーバーウェイト)とエネルギー(石油およびガス)の間の配分のリバランスを可能とします。すべての取引は貿易対象商品によって裏付けられています。また、輸出業者の実績が返済原資となる融資が行われる場合には、各々の業種における世界的大手企業と貿易品の購入に関する協定が結ばれています。貿易会社による輸出業者との継続的・長期的な商業上の関係は、ファンドのパフォーマンスを支え、リスクの軽減に寄与しています。さらに長期的なパートナーシップを目的とした継続的な取引計画の中で新規ビジネスを展開しており、EFAマスターファンドへの1回限りのリスクの転嫁ではありません。

したがって、取引の発掘・組成・調査のため、EFA社のリレーションシップマネージャーならびに社内の担保管理者は、当年度において、アフリカ、中南米、米国、ヨーロッパ、ロシアおよび独立国家共同体(CIS)を広範に廻る出張を行っています。

2. 費用の明細

項 目	項 目 の 概 要	
	対価とする役務の内容	料率／金額
受 託 報 酬	ファンドの受託業務	毎年10,000米ドルがファンドの資産から支払われます。
管 理 報 酬	ファンド資産の管理運用、 受益証券の発行業務および ファンドの運用業務	各月末の純資産総額(当該月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前)の0.2%の12分の1に相当する報酬が毎月後払いで支払われます。
管理事務代行報酬 および 保管報酬	ファンドの管理事務代行業務 ファンド資産の保管業務	管理事務代行会社および保管会社との間で随時合意される料率による報酬が支払われます。
代 行 協 会 員 報 酬	受益証券1口当たりの純資産価格の公表等の代行協会員業務	各月末の純資産総額(当該月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前)の0.05%の12分の1に相当する報酬が毎月後払いで支払われます。
販 売 報 酬	日本における受益証券の販売 および買戻し業務	各月末の純資産総額(当該月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前)の0.55%の12分の1に相当する報酬が毎月後払いで支払われます。
その他の費用(当期)	設立費用ならびにファンドの運用に係るその他の費用(ファンドの資産および収益に課せられる税金、銀行手数料および仲介手数料、法務・税務・監査報酬等、保険料、印刷費など)	0.12% ^(注2)

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。管理会社は、当期の受託報酬、管理報酬、管理事務代行報酬および保管報酬を自発的に負担しました。

(注2) 「その他の費用(当期)」には、運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。管理会社は、当期について、設立費、専門家報酬、財務報告書作成報酬を含む一定の運用費用を自発的に負担しました。上記の比率は、便宜上、管理会社の自発的負担額を除く当期のその他の費用総額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注3) 各項目の費用は、ファンドが組入れているEFAフィーダーファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 運用実績

1. 純資産の推移

第1期末日および第1期中における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1期末 (2017年9月30日)	1,673,720	189,130	10,144	1,146,272
2017年2月末	1,040,000	113,142	10,000	1,087,900
3月末	1,041,664	117,708	10,016	1,131,808
4月末	1,204,080	136,061	10,034	1,133,842
5月末	1,337,448	151,132	10,056	1,136,328
6月末	1,360,800	153,770	10,080	1,139,040
7月末	1,414,000	159,782	10,100	1,141,300
8月末	1,670,130	188,725	10,122	1,143,786
9月末	1,673,720	189,130	10,144	1,146,272
10月末	1,677,225	189,526	10,165	1,148,645
11月末	1,692,702	191,275	10,197	1,152,261
12月末	1,710,748	193,315	10,244	1,157,572

2. 分配の推移

該当事項はありません。

3. ファンドデータ

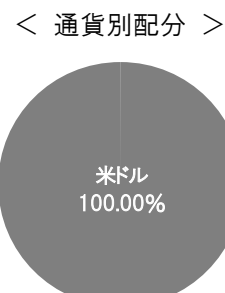
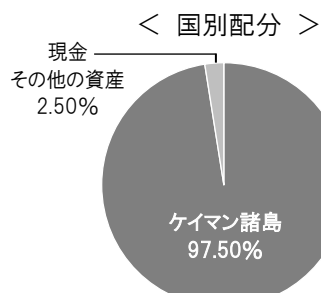
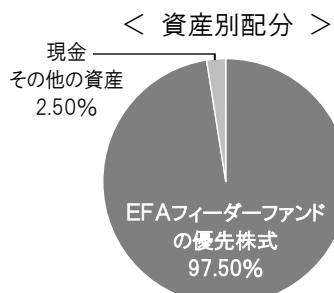
ファンドの組入資産の内容（第1期末現在）

< 組入上位資産 >

（組入銘柄数：1銘柄）

銘柄	組入比率(%)
EFAダイナミックIIファンド・リミテッド(ケイマン諸島籍外国投資法人) (クラスA優先株式-米ドル建)	97.50

(注) 組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。以下円グラフも同じです。



(注) 国別配分は発行国を表示しています。

純資産等

項目	第1期末
純資産総額	1,673,720米ドル
受益証券発行済口数	165口
1口当たりの純資産価格	10,144米ドル

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1期中	165 (165)	0 (0)	165 (165)

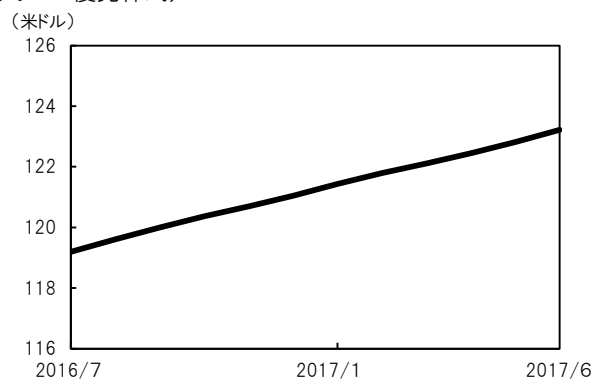
(注) ()内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済み口数です。

投資先ファンドの概要 (2016年7月～2017年6月)

● EFAダイナミックⅡファンド・リミテッド(「EFAフィーダーファンド」)

< 1株当たり純資産価格の推移 >

(クラスA優先株式)



< 保有銘柄情報 > (2017年6月30日現在)

(組入銘柄数:1銘柄)

銘柄	組入比率(%)
EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド (ケイマン諸島籍外国投資法人) (優先株式-米ドル建)	99.88

(注) 組入比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

● EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド(「EFAマスターファンド」)

< 1株当たり純資産価格の推移 >

(優先株式)



< EFAマスターファンドの資産および負債の状況 > (2017年6月30日現在)

	純資産総額に対する比率(%)
資産:	
ローン債権	83.57
現金および現金同等物	18.18
ファシリティ報酬およびその他資産	0.61
資産合計	102.36
負債合計	△2.36
純資産総額	100.00

出典:EFAマスターファンドの2017年6月30日終了年度の監査済連結財務書類。以下同じです。

< EFAマスターファンドの融資先企業の国別構成 >

(2017年6月30日現在)

国	ローン合計額に対する比率(%)
スイス	37.94
アラブ首長国連邦	18.48
ルーマニア	13.78
シンガポール	10.06
トルコ	8.85
ケイマン諸島	2.36
マーシャル諸島	2.32
アメリカ合衆国	1.33
マルタ	1.17
英領ヴァージン諸島	1.09
ドイツ	0.87
ザンビア	0.70
フランス	0.64
香港	0.19
スペイン	0.13
南アフリカ	0.09
合計	100.00

(注) 国につきましては、融資先企業の設立国を表示しております。以下同じです。

< EFAマスターファンドの通貨の状況 >

原則として、ファンドは、米ドル建でのみ信用供与を行います。

2017年6月30日現在、ファンドの金融資産および金融負債は、実質的にすべて米ドル建となっています。

< EFAマスターファンドの融資先企業上位10社 >
契約上の守秘義務により、融資先企業の名称は開示できません。

(2017年6月30日現在)

	融資先企業	国	ローン合計額に対する比率(%)
1	A	スイス	8.86
2	B	スイス	7.02
3	C	アラブ首長国連邦	7.02
4	D	アラブ首長国連邦	5.85
5	E	ルーマニア	5.51
6	F	トルコ	5.20
7	G	スイス	4.87
8	H	ルーマニア	4.76
9	I	スイス	4.24
10	J	ルーマニア	3.51

(注) 融資先企業の合計数は73社です(出典:EFAマスターファンドの2017年第2四半期報告書)。

● 費用の明細

以下の報酬・費用は、EFAフィーダーファンドとEFAマスターファンドの合計を記載しております。

項 目	項 目 の 概 要	
	対価とする役務の内容	料率／金額 ^(注1)
管 理 報 酬	EFAマスターファンドの取締役会の方針および監督に従い、EFAマスターファンドの資産の運用の対価として、EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの投資運用会社であるユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド(以下「投資運用会社」といいます。)に支払われます。	EFAフィーダーファンドの純資産総額の年率1.5%の料率で、各月末に計算され、計上され、毎月後払いされます。
成 功 報 酬	EFAフィーダーファンドに対するファンドの投資についての実際の運用成果に従い、投資運用会社に支払われます。	原則として、四半期間のEFAフィーダーファンドの1株当たり純資産価格が一定の基準(ハイ・ウォーター・マーク)以上であれば、当該基準を超えた部分の15%
管 理 事 務 代 行 報 酬	1株当たり純資産価格の計算等の管理事務代行業務および名義書換代行業務の対価として、EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの管理事務代行会社であるスタンダード・アンド・チャータード・バンク、シンガポール支店に支払われます。	EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドと、管理事務代行会社との間で随時合意される報酬
保 管 報 酬	マスターファンドの全資産の保管業務の対価として、EFAマスターファンドの保管銀行であるスタンダード・アンド・チャータード・バンク、シンガポール支店に支払われます。	EFAマスターファンドと保管銀行との間で随時合意される報酬
そ の 他 の 費 用 (2016年7月1日～ 2017年6月30日)	EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの設立費用ならびにEFAマスターファンドの運用に係るその他の費用(資産および収益に課せられる一切の税金、投資対象の取引に課せられる銀行手数料および仲介手数料等、監査報酬および弁護士報酬、書面、通知、会計記録、届出書、目論見書および報告書の作成、翻訳、印刷費等)	0.03% ^(注2)

(注1) 各報酬については、EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの目論見書に定められている料率または金額を記しています。

(注2) 「その他の費用」には、運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のEFAフィーダーファンドのその他の費用の金額をEFAフィーダーファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しています。これは、実際の比率とは異なります。

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- ① 以下に掲げるファンドの日本語の財務書類は、アメリカ合衆国で一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。
- ② ファンドの原文の財務書類については、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けており、監査報告書を受領しています。
- ③ ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。円換算は、平成29年12月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値（1米ドル=113.00円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

取締役会に対する独立監査人の報告書

我々は、2017年9月30日現在の資産・負債計算書ならびに2017年2月21日（運用開始日）から2017年9月30日までの期間についての関連する損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成されるトレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド（以下「トラスト」という。）の財務諸表およびその関連注記の監査を行った。

財務書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、アメリカ合衆国で一般に認められている会計原則に準拠して本財務書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を策定し、実施し、維持することが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することにある。我々は、アメリカ合衆国で一般に認められている監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、我々に、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務書類の金額および開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、監査人の判断により、不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスクの評価等に基づいて選択および適用される。監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、事業体の財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を検討するが、これは、事業体の内部統制の有効性について意見表明するためのものではない。従って、我々は、かかる意見表明を行わない。また、監査には、経営者が採用した会計方針の妥当性および経営者によって行われた会計上の重要な見積りの合理性を評価すること、ならびに全体としての財務書類の表示を評価することが含まれる。

我々は、我々の監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

意見

我々は、上記の財務書類が、アメリカ合衆国で一般に認められている会計原則に準拠して、トラストの2017年9月30日現在の財政状態ならびに2017年2月21日（運用開始日）から2017年9月30日までの期間の運用成績およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

トラストは、本財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳する場合がある。我々は、かかる翻訳に係るいかなる手続きの遂行にも関与していない。本財務書類および我々の監査報告書の英語版と日本語版との間に相違がある場合には、英語版が優先するものとする。

[署名]

KPMG

2018年3月23日



KPMG
P.O. Box 493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Board of Directors

We have audited the accompanying financial statements of Trade Finance Dynamic Opportunities Fund (the "Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2017, and the related statements of operations, changes in net assets, and cash flows for the period from February 21, 2017 (date of commencement of operations) through September 30, 2017, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of September 30, 2017, and the results of its operations and its cash flows for the period from February 21, 2017 (commencement of operations) through September 30, 2017 in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Other Matter

The Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.



March 23, 2018

© 2018 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network, a Swiss entity. All rights reserved. KPMG LLP is a member firm of the KPMG network, a Swiss entity. All rights reserved. KPMG LLP is a member firm of the KPMG network, a Swiss entity. All rights reserved.

(1) 貸借対照表

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2017年9月30日現在

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
資 産		
現 金	12,889	1,456
EFA フィーダー・ファンドへの投資 (取得原価：1,605,415 米ドル)	1,631,927	184,408
その他未収金	25,000	2,825
その他資産	8,353	944
資産合計	<u>1,678,169</u>	<u>189,633</u>
負 債		
未払販売報酬	4,449	503
負債合計	<u>4,449</u>	<u>503</u>
純 資 産	<u>1,673,720</u>	<u>189,130</u>
受益証券発行済口数 (単位：口)	<u>165</u>	
受益証券1口当り純資産価格	<u>10,144</u>	<u>1,146</u>

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

(2) 損益計算書

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

損益計算書

2017年2月21(運用開始日)から2017年9月30日までの期間

(米ドルで表示)

	米ドル	千円
運用費用		
創業費	25,000	2,825
販売報酬	4,449	503
銀行手数料	1,245	141
その他費用	808	91
費用合計	31,502	3,560
費用の払戻し/放棄	(25,000)	(2,825)
費用(純額)	6,502	735
投資損失(純額)	(6,502)	(735)
投資に係る未実現評価益の変動(純額)	26,512	2,996
運用による純資産の増加(純額)	20,010	2,261

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

純資産変動計算書

2017年2月21日（運用開始日）から2017年9月30日までの期間

（米ドルで表示）

	米ドル	千円
期首現在の純資産	—	—
受益者からの申込み	1,653,710	186,869
運用による純資産の増加（純額）	20,010	2,261
期末現在の純資産	1,673,720	189,130

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2017年2月21（運用開始日）から2017年9月30日までの期間

（米ドルで表示）

	米ドル	千円
以下により調達された現金：		
運用活動		
運用による純資産の増加（純額）	20,010	2,261
運用による純資産の増加（純額）の調整：		
投資に係る未実現評価益の変動（純額）	(26,512)	(2,996)
投資の購入	(1,605,415)	(181,412)
非現金損益残高の変動（純額）：		
その他未収金	(25,000)	(2,825)
その他資産	(8,353)	(944)
支払販売報酬	4,449	503
運用活動で使用された現金（純額）	<u>(1,640,821)</u>	<u>(185,413)</u>
財務活動		
受益者からの申込み	1,653,710	186,869
財務活動により調達された現金（純額）	<u>1,653,710</u>	<u>186,869</u>
当期中の現金の増加（純額）	12,889	1,456
期首現在の現金	—	—
期末現在の現金	<u>12,889</u>	<u>1,456</u>

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

財務諸表に対する注記

2017年2月21日（運用開始日）から2017年9月30日までの期間

（米ドルで表示）

1. 組織および主な活動

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド（以下「トラスト」といいます。）は、エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）とゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）との間で締結された2016年11月3日付信託証書により設定されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。トラストは、2016年11月3日にケイマン諸島の信託法第74条に基づき非課税信託として登録され、また2016年11月9日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4(1)b条に基づき登録されました。トラストは、2017年2月21日に運用を開始しました。

トラストは、EFA ダイナミック II ファンド・リミテッドに投資することを目的として設定されました。EFA ダイナミック II ファンド・リミテッドは、マスター・フィーダー構造を構成する2つのフィーダーファンドの一つであり、もう一つは、パートナーシップであるEFA ダイナミック II ファンド・エルピーです（以下、両者を総称して「EFA フィーダーファンド」といいます。）。EFA フィーダーファンドの投資目的は、EFA ダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド（以下「EFA マスターファンド」といいます。）に投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成することです。EFA マスターファンドの投資目的は、専門家によって運用されるポートフォリオを通じて、様々な原材料や生活消費財などを対象とした、一般的に輸出者の倉庫から輸入者の倉庫までの短期間の貿易金融（融資）を行うことにより、安定したリターンを提供することです。通常の市況においては、EFA フィーダーファンドの英文目論見書に別段の規定がある場合を除き、EFA マスターファンドは、グローバルな貿易金融取引に関連して発行された金融商品に主に投資することにより、その投資目的を達成するよう努めます。

トラストの管理事務は、CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。トラストの登記上の事務所は、ケイマン諸島、KY1-9007、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190に置かれています。

2. 重要な会計方針の要約

トラストの財務書類は、アメリカ合衆国で一般に認められている会計原則（以下「US GAAP」といいます。）に準拠して作成されています。トラストの財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）で表示されていますが、これは、トラストの受益証券が米ドルで発行され、米ドルで買戻可能であること、ならびにトラストの主要な活動が米ドル建の投資対象への投資であることを反映するものです。

トラストは、US GAAP の下では投資会社とみなされ、米国財務会計基準審議会（FASB）の会計基準編纂書（ASC）トピック 946「金融サービス-投資会社」の投資会社に適用される会計・報告ガイドラインに従っています。以下は、本財務書類の作成に適用された重要な会計・報告方針の要約です。

(a) 現金

現金には、管理事務代行会社の関係会社によって保有される金額が含まれます。現金は、その公正価値に概ね等しい取得価額で計上されます。

(b) EFA フィーダーファンドに対する投資の評価

トラストは、実務上の簡便法として、EFA マスターファンドによって提供された純資産価格を用いて EFA フィーダーファンドに対する投資を評価します。トラストは、投資対象毎に、かつ特定の投資対象のトラスト全体のポジションに対し一貫して、かかる実務上の簡便法を適用しますが、トラストが投資対象の一部を当該投資対象の純資産価格と異なる金額で売却する可能性がある場合はこの限りではありません。

(c) 金融商品の公正価値

ASC トピック 825 に基づく金融商品として適格であるトラストの資産および負債の公正価値は、資産・負債計算書に表示されている価格に概ね一致します。

ASC 820「公正価値の測定・開示」に従い、公正価値とは、測定日に市場参加者間で行われる秩序ある取引において、資産を売却した際にトラストが受け取るかまたは負債を移転した際にトラストが支払うであろう価格と定義されます。

2015年5月、FASBは、ASU第2015-07号「1株当たり純資産価値（またはそれに準じるもの）で算定する特定の企業への投資に関する開示」を公表し、実務上の簡便法として1株当たり純資産価値を用いて測定するすべての投資対象および関連開示事項について公正価値ヒエラルキーに従い分類する規定の対象外としました。トラストは、運用開始日をもって、ASU第2015-07号を適用しました。

トラストの主要な投資対象は EFA フィーダーファンドであるので、ASC 820 の影響は、EFA フィーダーファンドの段階で反映されており、EFA フィーダーファンドの財務書類においてより詳細に開示されています。

トラストは、エクスポージャーを有する非公開投資会社の投資運用会社が当該投資会社の設立関連書類に従い当該投資運用会社の義務を充足できない場合にそれを限度とする信用リスクにさらされています。トラストは、非公開投資会社を通じて、有価証券および非公開の投資対象への投資に潜在するリスクにさらされています。トラストは、その投資に関連して、非公開投資会社によって保有される投資対象や空売りされる投資対象の市場リスクおよび信用リスクにさらされています。トラストの投資対象の性質により、上記のリスクは、非公開投資会社に対するトラストの投資額の残高に制限されます。

(d) 見積りの使用

US GAAP に準拠した財務書類の作成に当って、経営陣は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行うことが要求されています。実際の業績はこれらの見積もりとは異なる可能性があります。

(e) 投資取引ならびに関連する投資収益・費用

収益は、発生主義に基づき損益計算書で認識されます。投資対象の取得原価と公正価値の差額は、投資に係る未実現評価益もしくは評価損の変動（純額）として反映されます。

すべての費用は、発生主義に基づき損益計算書で認識されますが、投資の取得に際して負担した取引費用は当該投資対象の取得原価に含まれています。投資対象の処分の際に負担した取引費用は、売却手取金から控除されます。

(f) 税金

トラストは、ケイマン諸島政府によって課される所得税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。トラストによって支払われる唯一の税金は、一定の投資収益に課税されることがあるその他の国の源泉徴収税です。したがって、トラストの本財務書類において納税引当金は計上されていません。

(g) 不確実な税務上のポジション

FASB ASC トピック 740 に従い、管理会社には、トラストの税務上のポジションが、その技術上のメリットに基づき、適用ある税務当局による調査（関連する上訴・訴訟手続きの結論を含む）において支持される可能性が50%以上であるか否かについて決定することが要求されます。認識される税務上のベネフィットは、最終的合意の際にその実現可能性が50%以上であるベネフィットの最大金額として測定されます。従前に認識された税務上のベネフィットの認識が取消された場合、トラストは、純資産を減少させることになる税金負債を計上する結果となる可能性があります。

結果として、管理会社の分析に基づき、トラストの本財務書類において、いかなる税金負債または税金費用も計上されていません。ただし、本方針に関する管理会社の結論は、税法およびその規則・解釈ならびにそれらの変更の継続的分析を含む要因（ただし、これらに限定されません。）に基づき、後日に見直しおよび調整が行われる可能性があります。トラストは、すべての主要な税法上の管轄地域について、税務調査が入り得る全課税期間について分析します。税務調査が入り得る課税期間とは、税法上の各管轄地域の時効制度に基づき、税務調査の対象としてまだ残っている課税期間です。トラストは、ケイマン諸島およびトラストが重要な投資を行うその他の国をその主要な税法上の管轄地域とします。トラストは、向こう12カ月間において、未認識の税務上のベネフィットに関するトラストの評価に重要な変更はないと予想しています。

トラストは、未認識の税務上のベネフィットに関連する経過利息を利息費用として認識し、ペナルティー（課された場合）をポートフォリオ維持報酬として認識します。2017年2月21日（運用開始日）から2017年9月30日までの期間について利息費用またはペナルティーは課されていません。

3. その他未収金

管理会社は、トラストの創業費を払戻すことに合意しています。当期中、トラストは、トラストの設定中に発生した報酬に関連して 33,353 米ドルを支払いました。この金額のうち、管理会社は 25,000 米ドルを払戻すことに合意しました。この金額は、資産・負債計算書においてはその他未収金に、損益計算書においては費用の権利放棄に含まれています。

4. 受益証券の取引

トラストの受益証券（以下「受益証券」といいます。）は、異なる複数のクラスで発行することができます。受託会社は、当初、一つのクラス、すなわちクラスA受益証券（以下「クラスA受益証券」といいます。）を指定しており、トラストの英文目論見書の条件に基づき募集されています。受託会社は、将来、追加のクラスを指定することができますが、それらは、受託会社が管理会社と協議の上決定する異なる条件および異なる通貨により募集される場合があります。すべてのクラスは、トラストの単一のポートフォリオに帰属します。

各投資者（以下「受益者」といいます。）のトラストに対する持分は、受益者の名義で登録される受益証券によって表示されます。各受益証券は、トラストの純資産に対する分割不能な受益権を表章し、いかなる受益証券も、トラストの特定の資産または特定の部分に対する持分を受益者に付与するものではありません。受益証券は、登録形式でのみ発行されます。受益証券の券面は、受託会社または管理会社が別途合意する場合を除き発行されません。

2017年9月30日現在、トラストの受益者は一名のみです。この受益者の行動は、トラストに重要な影響を及ぼす可能性があります。

申込み

受益者による当初最低投資額は、1口当たり 10,000 米ドルの固定価格、または受託会社が管理会社と協議の上、一般的にもしくは特定のケースにつき決定するその他の金額とします。

クラスA受益証券は、当初募集期間（英文目論見書に定義される期間）において、1口当たり 10,000 米ドルの固定価格で募集されました。当初募集期間の終了後、クラスA受益証券は、該当する申込価格で、各申込日に発行されました。申込価格は、該当する申込日の直前の評価日における該当クラスの1口当たり純資産価格に等しい金額とします。

トラストの純資産総額および1口当たり純資産価格は、関連するトラストの書類に記載される評価規定に従い、各評価日の評価時点で管理事務代行会社により計算されました。

分配

収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。ただし、これは、受託会社が分配を宣言することを適切とみなす場合は、将来いつでも、受託会社が管理会社の同意を得た上で分配を宣言することを妨げるものではありません。

買戻し

各受益証券の発行に関する該当申込日から1年の期間とするロックイン期間を条件として、受益証券は、買戻日に、受益者の選択により、買戻されることができます。

受益証券は、該当する買戻価格で買戻されるものとします。各受益証券の買戻価格は、該当する買戻日の直前の評価日における該当クラスの1口当たり純資産価格に等しい金額とします。ただし、受益証券の買戻価格を決定する際に、管理会社は、受託会社と協議の上、買戻請求を充足させるための資金調達のために行う資産の換金の際にファンドの計算で発生する税務手数料および購入手数料につき、その適切な引当金であると管理会社がみなす金額を受益証券1口当たりの純資産価格（端数調整前）から控除するよう管理事務代行会社に対し指示することができます。

クラスA受益証券について、当期中の受益証券の取引ならびに2017年9月30日現在の発行済受益証券数および1口当たり純資産価格は以下のとおりです。

クラス	期首現在 受益証券	期中申込	期中買戻	(単位：口) 期末現在 受益証券
A	—	165	—	165

クラス	期首現在 純資産総額	期中申込額	期中買戻額	期末現在 純資産総額	(単位：米ドル) 期末現在 1口当たり 純資産価格
A	—	1,653,710	—	1,673,720	10,144

5. 関係当事者間取引

トラストの費用

(a) 受託報酬

受託会社は、トラストの資産から、各暦年の最初のファンド営業日に年1回前払いされる年間10,000米ドルの報酬を受取ります(ただし、初年度においては、当該報酬は日割計算され、最初の申込日から30日以内に支払われます。)。当該報酬は、管理会社の同意を得た場合のみ、その時々有効な受託会社の条件に従って増額されることがあります。また受託会社は、(随時、管理会社と合意の上)トラストの設定、特定の業務およびトラストの将来の終了に関して要した時間および負担した費用について追加の報酬を受取るものとします。加えて、受託会社は、トラストに関して提供した管理上の事項について、受託会社の1時間当たりのレートでトラストに請求することができます。受託会社は、信託証書に基づくその職務の遂行に際して受託会社が適切に負担したすべての立替費用についてトラストから払戻しを受ける権利を有します。

(b) 管理報酬

管理会社は、トラストの資産から毎月、各月の最終評価時点におけるクラスA受益証券の純資産総額(当該月の管理報酬ならびに当該月の代行協会員報酬および販売報酬(後述)の控除前)の0.2%の12分の1に相当する管理報酬を受取ります。管理報酬は、月毎に後払いされます。管理会社は、当期中の管理報酬を放棄しました。

(c) 代行協会員報酬

Teneo Partners 株式会社(以下「代行協会員」といいます。)は、トラストの代行協会員として行為する対価として、トラストの資産から毎月、各月の最終評価時点におけるクラスA受益証券の純資産総額(当該月の管理報酬ならびに当該月の代行協会員報酬および販売会社報酬(後述)の控除前)の0.05%の12分の1に相当する代行協会員報酬を受取ります。代行協会員報酬は、月毎に後払いされます。

代行協会員は、代行協会員と管理会社との間の契約に基づくその義務の遂行に際して負担した合理的な法務費用の払戻しを受ける権利を有します。

(d) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、トラストに関する管理事務代行業務の提供の対価として、以下の報酬を受領する権利を有します。

- ① 純資産総額の最初の50百万米ドルについて6ベシスポイント、純資産総額の50百万米ドルを超える残額について5ベシスポイントの年次受託報酬。ただし、年間最低報酬額を24,000米ドルとします。
- ② 年間4,000米ドルの財務書類作成報酬
- ③ 年間3,000米ドルの保管報酬
- ④ 年間3,000米ドルの主事務所報酬

- ⑤ 500 米ドルの名義書換代行報酬
- ⑥ 500 米ドルの FATCA/CRS サービス報酬

管理事務代行会社は、その義務の履行の際に適正に負担したすべての立替費用について払戻しを受ける権利を有します。

(e) 販売報酬

SBI 証券株式会社（以下「販売会社」といいます。）は、トラストの販売会社として行為する対価として、トラストの資産から毎月、各月の最終評価時点におけるクラスA 受益証券の純資産総額（当該月の管理報酬ならびに当該月の代行協会員報酬および販売会社報酬の控除前）の 0.55% の 12 分の 1 に相当する販売報酬（または管理会社と販売会社が随時書面で合意するその他の報酬）を受取ります。販売報酬は、月毎に後払いされます。

販売会社は、販売会社と管理会社との間の契約に基づくその義務の遂行に際して負担した合理的な法務費用の払戻しを受ける権利を有します。販売会社は、投資予定者に対して、当該投資予定者との間で合意する追加の報酬を請求することができますが、当該報酬は、ファンドの資産からは支払われないものとします。追加の販売会社が任命された場合、当該販売会社に支払われる報酬は異なる可能性があります。

管理会社が負担した報酬

当期中、以下の費用が管理会社によって引受けられ、支払われました。

	米ドル
創業費	100,534
専門家報酬	24,000
管理事務代行報酬	14,000
受託会社報酬	7,000
財務書類作成報酬	4,000
政府手数料	4,878
保管報酬	1,750
主事務所報酬	1,750
FATCA/CRS および名義書換報酬	642
費用の払戻し／権利放棄	(25,000)
	133,554

6. 財務ハイライト情報

以下は、2017年9月30日終了期間についてのトラストの受益証券1口当りの運用成績、総収益率および平均純資産総額に対する比率に関する情報です。

	米ドル
(a) 受益証券1口当りの運用成績	
期首現在純資産価格	10,000
運用による純資産総額の変動：	
投資損失（純額）	(49)
投資に係る未実現評価益の変動（純額）	193
投資運用からの収益合計	144
期末現在純資産価格	10,144
(b) 総収益率	
総収益率	1.44%
(c) 平均純資産総額*に対する純投資損失の比率：	
投資損失（純額）	(0.84)%
(d) 平均純資産総額*に対する費用の比率：	
費用	(4.08)%
費用の払戻し／放棄	3.24%
費用（純額）	(0.84)%

上記の受益証券1口当りの運用成績および総収益率は、クラスA受益証券について計算されています。平均純資産総額に対する各比率は、トラスト全体について計算され、年率換算されています。

* 平均純資産総額とは、各月に算定された純資産総額の平均をいいます。

7. 後発事象

FASB ASC トピック 855 「後発事象」の規定に従い、受託会社は、本財務書類が公表された日である2018年3月23日までについて、トラストの本財務書類において後発事象が存在する可能性について評価を行いました。

2017年10月1日から本財務書類が公表された日までの期間において、トラストには、20,362米ドルの申込みがありました。

受託会社は、トラストの本財務書類において開示が要求されるその他の重要事象は存在しないことを決定しました。

(3) 投資有価証券明細表等

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド
投資明細表
2017年9月30日現在
(米ドルで表示)

銘柄	保有数量 (株)	取得原価 (米ドル)	公正価値 (米ドル)	純資産に 対する 比率 (%)
EFAダイナミックIIファンド・リミテッド クラスA	13,135.287	1,605,415	1,631,927	97.50

IV. お知らせ

該当事項はありません。